

本件で公表する内閣府令等により改正する内閣府令等の一覧

中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

1. 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第9号）
2. 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成4年大蔵省令第69号）
3. 金融庁組織規則（平成10年総理府令第81号）